

## 第6章 その他

### 1.計画の評価及び見直し

#### (1)個別の保健事業の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度毎に行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業毎の評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認します。

目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させます。

#### (2)データヘルス計画全体の評価・見直し

最終評価のみならず、設定した評価指標に基づき、進捗確認のため、令和8年度に中間評価を行い、次期計画の円滑な策定に向けて、計画の最終年度である令和11年度上半期に仮評価を行います。計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム(成果)指標を中心とした評価指標による評価を行います。

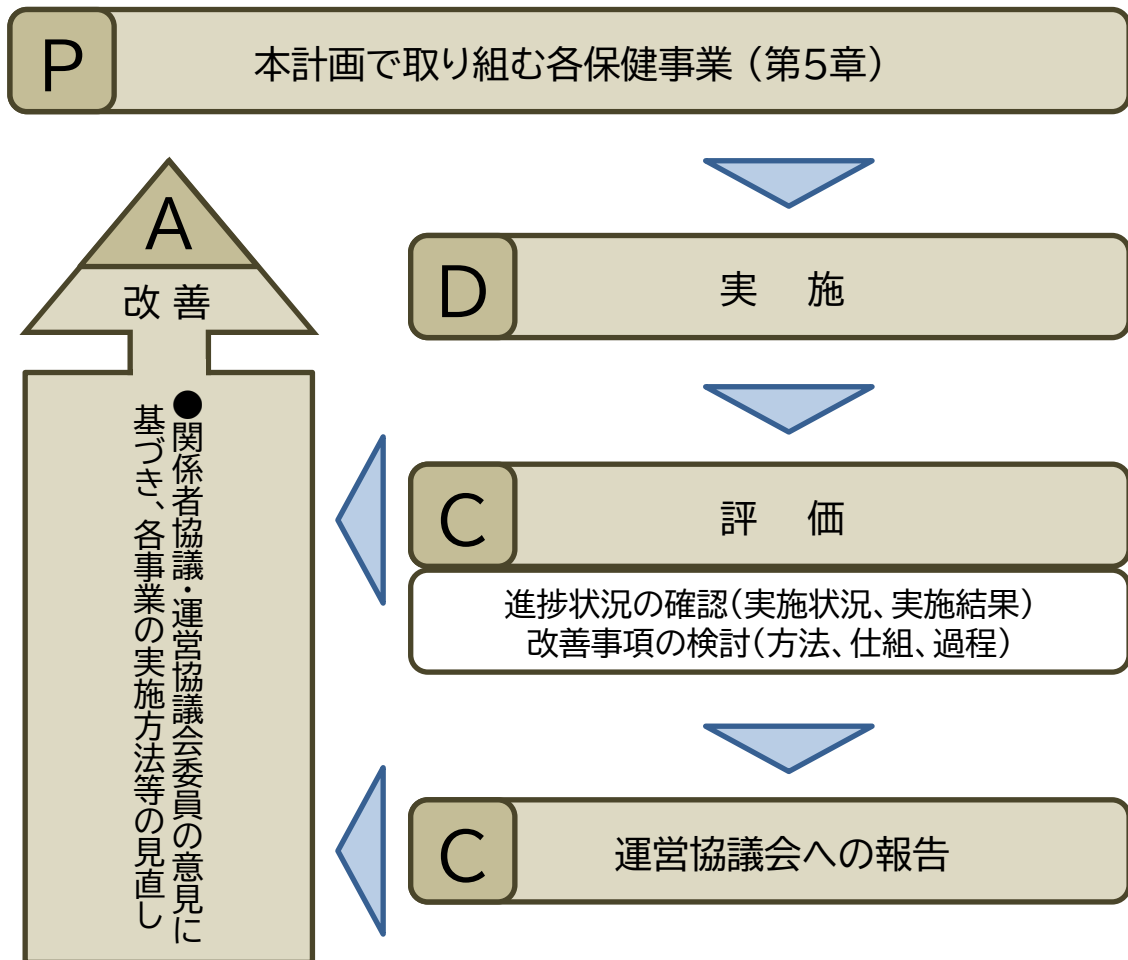
#### (3)計画の期間と評価

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。計画書に記載の各保健事業について、毎年度、評価・改善を行うとともに、中間年度である、令和8年度には計画全体の評価を実施し、その結果及び状況の変化によって必要な場合は、中間見直しを行います。

計画名	～令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
安城市国民健康保険 データヘルス計画 (保健事業実施計画)	第2期計画 (～令和5年度)		第3期データヘルス計画(令和6年度～令和11年度)					
安城市国民健康保険 特定健康診査等実施計画	第3期計画 (～令和5年度)		第4期特定健康診査等実施計画(令和6年度～令和11年度)					
					中間 評価			

## 2.計画の進捗管理

第5章に記載した各保健事業については、毎年12月頃に関係者とその年度の進捗状況を確認、改善事項を検討し、1月頃に開催する運営協議会で報告を行います。その後、運営協議会で出された意見等を反映し、翌年度の各保健事業の実施方法等を見直すといった、PDCAサイクルに沿った運用を行うことで、事業の効果的な実施を図っていきます。



計画全体の評価は、計画策定から3年経過した中間年度(令和8年度)を目途に行い、基本方針の評価指標の目標達成状況や医療・健康データの変化、社会情勢の変化に応じて、必要な場合は、運営協議会の意見を踏まえ、計画の中間見直しを検討します。

計画期間の最終年度となる令和11年度には、目標の達成状況及び事業の実施状況等に関する現状把握とデータ分析を行い、評価を行います。

なお、各事業及び計画の評価は、見直しや次期計画策定を円滑に進めるために上半期の実施状況による仮評価で行うことも考慮していきます。

### 3.計画の公表・周知

---

本計画は、市公式ウェブサイト等で公表するとともに、様々な機会を通じて、周知・啓発を図ります。また、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施等について、広く意見を求めるものとします。

### 4.個人情報の取扱い

---

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する各種法令、ガイドラインに基づき適切に管理します。また、業務を外部に委託する際も同様に取り扱われるよう、委託契約書に定めるとともに、委託先に対して、必要かつ適切な管理・監督を行い、個人情報の取扱いについて万全の対策を講じるものとします。

### 5.地域包括ケアに係る取り組み及びその他の留意事項

---

令和2年4月から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が本格施行となり、被保険者一人一人の暮らしを地域全体で支える地域共生社会の体制の構築・実現を目指す、地域包括ケアシステムの充実・強化が推進されています。地域包括ケアとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援する仕組み(システム)のことです。地域包括ケアシステムの充実に向けて、下記の取り組みを実施していきます。

- ① 地域で被保険者を支える連携の促進
- ② 課題を抱える被保険者層の分析と、地域で被保険者を支える事業の実施